

水源林整備促進支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則第2条第1項第2号の規定に基づく森林保全事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 水源林整備促進支援事業は、福岡都市圏共通の水源ダムが存する市町村（以下「地元自治体」という。）と共同で実施する。

(区域)

第3条 水源林の整備を促進する区域は、原則として、福岡都市圏共通の水源ダムの集水区域内の水源林とする。

(事業計画等)

第4条 本要綱に基づく水源林の整備促進事業計画及び事業内容等は、地元自治体と協議のうえ別に定めるものとする。

(費用)

第5条 本要綱に基づく水源林の整備促進事業に要する費用は、予算の範囲内で、地元自治体と協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第6条 本要綱に基づく水源林の整備促進事業の実施状況については、年1回、福岡都市圏流域連携基金運営委員会及び福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金審議会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、地元自治体と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。